

①

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・ ・		法人名	()				
土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合又は譲り受けた場合	交換取得資産等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額			26	円				
	圧縮限度額の計算	取得資産等の価額(17)			27				
		譲渡資産等の帳簿価額	譲渡直前の帳簿価額(14)			28			
			譲渡資産等の譲渡とともに支出した交換差金の額				29		
			譲渡資産等の対価の額(11)				30		
			(28) + (29) 又は (27) + (28) - (30)				31		
		圧縮限度額(27) - (31) × 0.8			32				
	圧縮限度超過額(26) - (32)			33					
	特別勘定を設けた場合	取得期間			34	平 平	・ ・		
		特別勘定に経理した金額				35	円		
繰入限度額の計算		譲り受ける土地建物等の価額の見積額			36				
		譲渡資産の帳簿価額	譲渡直前の帳簿価額(14)			37			
			譲渡資産の対価の額(11)				38		
			譲渡に係る対価の額と譲り受ける土地建物等の価額の見積額が等しいとき(37)				39		
			譲渡に係る対価の額が譲り受ける土地建物等の価額の見積額を超えるとき(37) × (36) / (38)				40		
		譲り受ける土地建物等の価額の見積額が譲渡に係る対価の額を超えるとき(37) + ((36) - (38))				41			
繰入限度額((36) - ((39)、(40)又は(41))) × 0.8				42					
繰入限度超過額(35) - (42)				43					
繰越額の計算	翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額(35) - (43)			44				
	繰越額の計算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額			45				
		当期中に益金の額に算入すべき金額			46				
		期末特別勘定残額(44) - (45) - (46)			47				

別表十三(八) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三（八）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が平成25年改正前の措置法（以下「平成25年旧措置法」といいます。）第65条の13《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例》若しくは第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》若しくは平成23年6月改正前の措置法（以下「平成23年6月旧措置法」といいます。）第65条の13《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例》若しくは第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成25年旧措置法第68条の84《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例》若しくは第68条の85《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》若しくは平成23年6月旧措置法第68条の84《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例》若しくは第68条の85《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

また、取得期間内に平成25年旧措置法第65条の13第1項第2号又は第68条の84第1項第2号の土地建物等の譲受けをする見込みであるため特別勘定を設けたとき等は、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度において「特別勘定を設けた場合」の各欄その他所要の欄の記載をする必要があります。

2 この明細書は、交換又は譲渡した交換譲渡資産等の種類ごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「圧縮限度額の計算」の「取得資産等の価額に対応する帳簿価額(19)× $\left(\frac{(20)}{(20)+(21)}\right)$ 又は $\frac{(20)}{(22)}$ 」23は、①交換により土地建物等のみを取得した場合（いわゆる等価交換の場合）及び②交換により土地建物等と交換差金を取得した場合には「又は $\frac{(20)}{(22)}$ 」を消し、③譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額と等しい場合及び④譲渡に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額を超える場合には「 $\frac{(20)}{(20)+(21)}$ 又は」を消します。

4 「圧縮限度額 $\frac{(20)-(23)}{(20)-(23)} \times 0.8$ 」24、「圧縮限度額 $\frac{(27)-(31)}{(27)-(31)} \times 0.8$ 」32及び「繰入限度額 $\frac{(36)-((39),(40)又は(41))}{(36)-((39),(40)又は(41))} \times 0.8$ 」42の各欄は、平成23年6月旧措置法第65条の13若しくは第65条の14の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の84若しくは第68条の85の規定の適用を受ける場合には、「×0.8」を消します。

5 「圧縮限度額の計算」の「譲渡資産等の帳簿価額」の「 $(28)+(29)$ 又は $(27)+(28)-(30)$ 」31は、交換とともに交換差金を支出した場合には「又は $(27)+(28)-(30)$ 」を消し、譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合には「 $(28)+(29)$ 又は」を消します。

6 平成25年旧措置法第65条の14第3項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の85第4項の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額35」には、これらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。